

第1日

令和6年6月13日（木）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和6年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から6月28日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

13番浅尾静二議員

14番柴山恭子議員

を指名いたします。

次に、表彰状の伝達を行います。議会事務局長。

○事務局長（小川里美君） 5月22日に第100回全国市議会議長会定期総会が開催され、全国市議会議長会から表彰状の贈呈が行われました。朝倉市議会からは、特別表彰の議員30年の在職表彰として、実藤輝夫議員が表彰を受けられました。よって、これより表彰状の伝達を行います。

実藤議員は前のほうにおいでください。

それでは、小島議長から議員30年在職の表彰状を実藤議員へ伝達していただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 表彰状。朝倉市、実藤輝夫殿。あなたは市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第100回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。令和6年5月22日。全国市議会議長会会長坊恭寿。代読。おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（小川里美君） それでは、表彰を受けられました実藤輝夫議員に御挨拶を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○16番（実藤輝夫君） ただいま過分なる表彰状を頂きました実藤輝夫でございます。

この間何を成してきたのか忸怩たるものがございすけども、こうして表彰の栄に浴し

たことは、一重に先輩の方々のお力と、そしてまた、市民の皆様のお支えの賜物だと心より感謝いたしております。

思い起こせば昭和54年初当選のときに、久留米大学の誘致の問題が起りましたが、これは頓挫し、その後、美奈宜の杜の建設に縁がありまして参画してまいりました。昭和58年に甘木市時代に未曾有の赤字を抱え、赤字再建団体に転落するか、それとも自立再建か、この選択に議会の一人として参画させていただきました。そしてまた、その後、未曾有の国鉄の赤字路線廃止に携わりまして、存続か廃止かという中で、地元議員の一人として参画させていただきました。また、昭和58年以来念願でありました甘木・朝倉の統一という問題が起りまして、そして合併には、合併特別委員長を拝命いたしました。少し興奮しておりますけれども、そのときまた、新たに平成29年の豪雨災害に携わってまいりました。

私が特別に思い残すことは、文化事業の一つとして、当時の塚本元市長から懇請され、甘木・朝倉・杷木の統一的なことはないのか、そのときにふるさと人物誌を提唱し、図らずも8代藩主黒田長舒を執筆し、そして学校編と合わせまして、ふるさと人物誌を刊行したことは、朝倉市にとっては文化事業の一つとして、本当に私にとりまして、それに参画させていただいたことは心から喜びとするところであります。

これからは、孔子曰く「70歳にして心の欲するところに従い矩を踰えず」このモットーに今後の朝倉市発展と市民の安寧のために、微力ながら努力精進してまいりたいと思えます。

もとより、浅学非才の身でありますので、市長、そして行政の皆様、議員各位の皆様方の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、甚だ僭越ではございますが、お礼の言葉に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○事務局長（小川里美君） ありがとうございます。

以上で伝達を終わります。

○議長（小島清人君） これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告13件、議案12件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます前に、今、全国議長会より永年勤続ということで、表彰状の伝達を受けられました実藤輝夫議員、おめでとうございます。併せて今日まで朝倉市政の運営や市の発展に大変な御尽力を頂きましたことに対し心から感謝申し上げます。今後とも朝倉市政、住民福祉の向上のために御尽力いただきますようお願い申し上げます。本当におめでとうございます。

本日ここに、令和6年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会では、報告について13件、専決処分について3件、補正予算について2件、条例の改正について5件、財産の取得について1件、市道路線の認定について1件、合計25件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第3号から報告第15号までについて説明申し上げます。

報告第3号の専決処分の報告につきましては、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

報告第4号令和5年度朝倉市一般会計予算の継続費の逡次繰越しの報告につきましては、庁舎建設事業について逡次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費繰越し計算書を調製し、報告申し上げます。

報告第5号令和5年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましては、災害復旧事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、道路新設改良事業等について繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越し計算書を調製し、報告申し上げます。

報告第6号令和5年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告につきましては、災害復旧事業、宅地耐震化推進事業、道路新設改良事業等についてやむを得ず事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越し繰越し計算書を調製し、報告申し上げます。

報告第7号令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費の報告につきましては、朝倉診療所施設整備事業について繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越し計算書を調製し、報告申し上げます。

報告第8号令和5年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告につきましては、福岡県の橋梁架替工事に伴う水道管添架工事について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告申し上げます。

報告第9号令和5年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告につきましては、雨水対策事業、流域関連公共下水道事業及び施設の長寿命化事業について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告申し上げます。

報告第10号から報告第15号までにつきましては、公益財団法人あまぎ水の文化村、株式会社ガマダス及び株式会社三連水車の里あさくらの令和5年度の決算及び令和6年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げます。

次に、第48号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきまし

ては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第49号議案朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第50号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第51号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、物価高騰対策等生活支援事業費及び公立小学校施設整備事業費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ5億5,390万円を追加し、予算総額を440億1,390万円といたしました。

それでは歳出の内容について説明いたします。

民生費では、低所得者支援及び定額減税に係る調整給付金を支給するための経費に5億3,010万円を計上いたしました。

教育費では、立石小学校校舎増築工事について契約締結後における物価等の急激な変動を請負金額に反映させるための経費として2,380万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として、国庫支出金5億3,010万円、公共施設等整備基金からの繰入金120万円及び市債2,260万円を計上いたしました。なお、低所得者支援及び定額減税に係る調整給付金については、早期の給付を行うため、また、立石小学校校舎増築工事については、変更契約手続を早急に進める必要があるため、本議案については本日の審議をお願いしているところでございます。

第52号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス予防接種事業費及び市営住宅建替事業費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億7,400万円を追加し、予算総額を441億8,790万円といたしました。

それでは歳出の内容について説明いたします。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症がB類疾病に位置づけられ、予防接種の特例臨時接種が終了したことに伴い、65歳以上等を対象とした定期接種へ移行するための経費として1億5,200万円を計上いたしました。

土木費では、市営住宅鳩胸団地建替工事について、契約締結後における物価等の急激な変動を請負金額に反映させるための経費として2,200万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として国庫支出金990万円、財政調整基金からの繰入金4,044万円、諸収入1億1,156万円及び市債1,210万円を計上いたしました。

次に、第53号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第54号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第55号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第56号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第57号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により水道法施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第58号議案財産の取得につきましては、朝倉市総合市民センター第3駐車場土地所有者6人から土地を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第59号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、次に、意見書案第1号をお開きください。

意見書案第1号について、提出者代表に提案理由の説明を求めます。15番大庭きみ子議員。

(15番大庭きみ子君登壇)

○15番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。

意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を行います。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地方公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。新たなニーズへの対応や、細やかな公的サービスの提供を進めるためには、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方一般財源の確保を目指す必要があります。

よって、令和7年度の政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、人件費の確保まで含めた地方財源の確立を目指し、政府の財政支援の確立を目指すように要望するものであります。

昨年の9月議会においても、同じく地方財政の充実・強化を求める意見書を朝倉市議会から国会へ提出しております。今回もぜひとも本意見書について御賛同賜り、朝倉市議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

(15番大庭きみ子君降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、議案書第51号議案をお開きください。

お諮りいたします。第51号議案については、急を要しますので、これより審議を行い、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、ただいま提案されました第51号議案を除く議案等の質疑は、20日の本会議において行います。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時29分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、第51号議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第51号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第51号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、第51号議案の審議を行います。

それでは、第51号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は18日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時26分散会